

令和8年度 新入学生徒用  
品川区立中学校・義務教育学校

# 学校案内



品川区教育委員会

## 来春中学校・義務教育学校に入学するお子様の保護者の皆様へ

品川区の学校教育に対し、温かなご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

来年4月から、お子様は6年間の小学校および義務教育学校前期課程を修了され、中学生になります。区では独自の9年間を見通した一貫教育により、9校の中学校と6校の義務教育学校において、来年からお子様の3年間の学校生活を支えてまいります。

本区では、平成11年度から様々な教育改革に取り組んでまいりました。その一環である学校選択制により、各学校が切磋琢磨しながら特色ある教育活動を展開し、開かれた学校づくりを推進しています。同時に、地域行事への参加や防災訓練の合同実施など、地域とのつながりを深める取り組みも行っています。

これまでの教育改革をとおして作り上げてきた、地域とともにある学校づくり、小学校・中学校・義務教育学校の異なる学校種の間で学校の特色や個々の可能性を高める三校種体制における学校教育の推進、これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間の一貫したカリキュラムを基盤として、令和7年3月には、「品川区教育振興基本計画 品川区教育ビジョン」を策定いたしました。この計画では、「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」、「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」、「学びを支える教育体制の確保」の3つの柱を中心に「子どもたちの笑顔でつながる共生社会 ～みんなのウェルビーイングを目指して～」という未来像の実現に向け取り組みを進めてまいります。

7年生の学校選択制は、区内すべての中学校・義務教育学校後期課程を希望選択することができます。区では、小学校・中学校・義務教育学校の通学区域を一致させることにより、どの学校を選択していただいても円滑な連携を実施しながら一貫した教育を受けられるようになっております。この学校案内では、各学校の情報のほか、学校選択制度の内容について、細かく記載しております。

学校選択にあたっては、本冊子とともに、各学校のホームページもご参照ください。また、学校公開や説明会にぜひご参加いただき、実際の学校生活をご覧ください。なお、学校説明会については、各学校のホームページで日時や対象者をご確認の上、ご参加ください。

学校選択を検討される際には、地域と学校との日常的なつながりやお子様の通学の安全確保、災害時の対応なども考慮し、ご家庭で十分にご相談のうえご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年9月

品川区教育委員会

# 目次

○ 品川区の教育の特色をご紹介します	2
○ 「義務教育学校」と「小学校・中学校」との相違点	4
○ 小学校から中学校・義務教育学校の新入学までの手続	5
○ 学校改築についてお知らせします	5
○ 学校選択制について	6
○ 通学区域の一部変更について	8
○ 変更された通学区域の経過措置について	11
○ 抽選について	12
○ 就学指定通知書の発送について	14
○ 区内転居・区外転出・海外転出を予定される場合	14
○ 国公立中学校に就学される場合	14
○ 就学相談～お子様の成長のことで気になることはありませんか～	15
○ 外国籍の方の品川区立中学校・義務教育学校への入学について	15
○ 外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される場合	15
○ 就学に必要な費用の援助について（就学援助費）	15
○ 指定校変更の申請について	16
○ 指定校変更をご利用いただくにあたって	16
○ 入学校決定までの流れ	17
○ 義務教育学校在籍の方の進級または新入学までの手続	20
○ Q & A	24
○ 令和8年度 各学校の新入学受入可能生徒数・学級数	28
○ 令和7年度 部活動一覧	29
○ 品川区立中学校・義務教育学校（後期課程）通学区域一覧	46
○ 指定校変更許可基準	48

## 各学校の紹介

※ ★は義務教育学校を表しています。

① 東海中学校	30
② 大崎中学校	31
③ 浜川中学校	32
④ 鈴ヶ森中学校	33
⑤ 富士見台中学校	34
⑥ 荏原第一中学校	35
⑦ 荏原第五中学校	36
⑧ 荏原第六中学校	37
⑨ 戸越台中学校	38
★ 日野学園	39
★ 伊藤学園	40
★ 八潮学園	41
★ 荏原平塚学園	42
★ 品川学園	43
★ 豊葉の杜学園	44



# 品川区の教育の

## 9年間の一貫教育と義務教育学校

品川区では、全国に先駆け、平成18年度に小中一貫教育を開始し、学力の向上と豊かな人間性の育成を目指し、義務教育9年間を一貫として捉え、連続性・継続性のある教育活動を行ってきました。この間、小学生と中学生とが一つの施設で学ぶ施設一体型小中一貫校も順次開設し、10年に渡り実践を積み重ねてきました。

そして、平成28年4月には、学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、小学校・中学校に加えて、義務教育学校が新たな校種として位置づけられ、施設一体型小中一貫校6校は「義務教育学校」となりました。

これからも、小学校、中学校、義務教育学校それぞれの特徴を生かし、全校で9年間の一貫教育を実施していきます。

**義務教育学校**：日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園

## グローバル人材育成塾

英語によるコミュニケーション能力や国際感覚を身に付けることを目的とした、7～9年生のうち希望者を対象とした放課後活動です。講師は外国人が担当し、令和元年度から全校を会場に実施しています。楽しみながら「使える英語」を身に付けるとともに、外国人講師との対話を通して異文化についての理解を深めることができるカリキュラムとなっています。

## 品川オンラインレッスン

平成27年度からインターネットを通じて海外の講師とマンツーマンの英会話レッスンを行っています。令和元年度から全校で実施しています。

現在は、月に1回25分のレッスンを、8年生は年間8回、7・9年生は年間4回行っています。

## 学校ICT教育推進

品川区ではICT機器（情報・通信に関する技術を活用したコンピュータ機器）を活用した授業を行っています。全区立学校にデジタル教科書やプロジェクタ、書画カメラなどを整備し、視覚的にわかりやすい学習を展開するほか、児童の発表にも活用しています。また、全児童・生徒には1人1台のタブレット端末を配備し、このタブレット端末を活用した学習を促すための授業を展開しています。

# 特色をご紹介します

## 品川区独自教科「市民科」

「市民科」は、他の自治体で行われている「特別な教科道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」に代わるもので、社会の中で生きていくために必要な能力や判断力、行動力を育成していくものです。

## ファイナンス・パーク

経済や社会の仕組みを実際に体験しながら学ぶ場として、「ファイナンス・パーク」を全ての8年生を対象に実施しています。「ファイナンス・パーク」は、生活に必要とされるお金について、大人の立場で生活設計をするプログラムです。タブレット端末から専用サイトにアクセスして、お金と自分に関わる様々な選択と意思決定を行います。

## しながわ多様性理解・多文化共生推進事業

令和7年度デフリンピック開催（東京）を契機に、「しながわ多様性理解・多文化共生推進事業」を全園・全校展開し、障害者理解（多様性）や日本文化・スポーツ体験等（多文化共生）の推進を図っていきます。

## 品川コミュニティ・スクール

これからの学校は、保護者や町会・自治会、卒業生を含めた地域の方々に、今まで以上に学校運営に主体的に参加していただき、共に学校づくりを進めていく体制が必要です。そのための仕組みが品川コミュニティ・スクールです。学校運営に参画する「校区教育協働委員会」と、実際に学校支援を行う「学校支援地域本部」の二つの組織を同時に設置します。

平成28年度から3か年計画で実施校を拡大し、平成30年度からは全校で取り組んでいます。

## 「義務教育学校」と「小学校・中学校」との相違点

平成28年4月1日に学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これまでの小学校、中学校等に加えて「義務教育学校」が新たな校種として位置付けられました。

このことを踏まえ、品川区では施設一体型小中一貫校6校を「義務教育学校」としました。

小学校・中学校と義務教育学校では、基本的に教育内容および学校生活には変更ありませんが、以下のような相違点があります。

### 義務教育学校とはどんな学校ですか？

修業年限：9年間

小学校段階に相当する6年を「前期課程」

中学校段階に相当する3年を「後期課程」に区分

組 織：校長1名 副校長3名 一つの教職員組織

### どの学校が義務教育学校に当たるのですか？

日野学園・伊藤学園・八潮学園・荏原平塚学園・品川学園・豊葉の杜学園の6校です。

### 入学や卒業などに関する相違点

	義務教育学校	小学校・中学校
6年生修了時	義務教育学校の前期課程修了	小学校の全課程修了
	前期課程修了証書を発行	卒業式を実施 卒業証書を発行
7年生入学時	内部進学者（※1）→ 進 級	中学校入学
	外部進学者（※2）→ 転編入学	入学式を実施
9年生修了時	義務教育学校の後期課程修了	中学校の全課程修了
	卒業式を実施 卒業証書を発行	

※1 義務教育学校（前期課程）から同一の義務教育学校（後期課程）へ進む者のこと。

※2 他の学校から義務教育学校（後期課程）に入る者のこと。

◎ 義務教育学校（前期課程）修了時（6年生修了時）に、学校選択により全ての中学校および義務教育学校（後期課程）を選択することが可能です。

また、7年生から、義務教育学校（後期課程）に入ることも可能です。

ただし、希望校が抽選になった場合は、ご希望に沿えないこともあります。

⇒ その他義務教育学校に関するQ&Aについては、26・27ページをご参照ください。

# 小学校から中学校・義務教育学校の 新入学までの手続

- ※ 義務教育学校に在籍中の方は20ページをご参照ください。
- ※ 以下「入学」には義務教育学校の「転編入学」を含みます。

## 1 入学までの流れ

9月下旬	住所ごとに決められた通学区域の学校を通知
10月	学校公開・学校説明会を実施
10月末まで	通学区域外の学校を希望する方の <b>学校選択の申請期間</b>
11月下旬	学校選択で希望の多かった学校の <b>抽選実施</b>
12月下旬	教育委員会から <b>就学指定通知書</b> の発送(入学校を指定)
2月	各校で <b>入学準備のための入学説明会</b> を実施
4月上旬	入学式

区教育委員会では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めており、通学区域の学校への入学を原則としています。

## 2 通学区域の学校に入学する場合

通学区域の学校に入学を希望される場合は、手続きは不要です。学校選択のための希望申請は、必要ありません。

12月下旬に通学区域の学校を指定した就学指定通知書（はがき）をご自宅に郵送しますので、その通知書を入学説明会などで通学区域の学校にご提出ください。

## 3 通学区域外の学校に入学を希望する場合

品川区では「学校選択」の申請をすることで通学区域外の学校を希望することができます。詳細は6・7ページをご参照ください。

また、入学校指定後に「指定校変更」手続によって指定校以外の学校に変更できる場合もあります。詳細は16・48ページをご参照ください。

## 学校改築についてお知らせします

改築工事予定は、下表のとおりです。

工事の時期や内容は、今後変更することがあります。

学校名	設計	改築工事状況	新校舎完成予定	グラウンド等整備完了予定
浜川中学校	完了	工事中	令和8年7月 (新校舎の一部は使用中)	令和9年8月末
東海中学校	基本設計中	未定	未定	未定

## 学校選択制について

学校選択制は、通学区域の生徒を受け入れた後に、受入可能児生徒数（28ページをご参照ください。）に余裕がある場合に、通学区域外の生徒を受け入れるものです。

中学校・義務教育学校の学校選択は、品川区立中学校・義務教育学校に入学する新7年生を対象に、**全15校から希望する学校1校を選択していただける制度**です。

令和6年度入学予定者より品川区電子申請サービスにて希望申請を受け付けております。

また、学務課学事係窓口にて申請用紙に必要事項をご記入いただき申請いただくことも可能です。

申請期間 **令和7年10月1日（水曜日）から31日（金曜日）まで**

申請先 **○品川区電子申請サービスにて申請。**

品川区ホームページ>品川区電子申請サービス>郵送するIDでログイン  
<https://tinyurl.com/5cvm3xya>

**○学務課窓口にて申請。**

窓口受付時間：午前8時半から午後5時まで。

土曜日・日曜日・祝日を除く。

対象者 令和7年10月31日現在品川区に住民登録がある中学校・義務教育学校  
新7年生

**学校希望申請締切日（10月31日）までに区内転居される場合の希望申請については、18ページをご覧ください。**

希望申請期間中とその終了後に申請状況を品川区のホームページでお知らせしています。

**品川区ホームページ** <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

なお、学校改修についてのお知らせは5ページをご参照ください。

※特別なお事情により選択できる学校以外の学校に変更を希望する場合は、指定校変更を申請してください（16・48ページをご参照ください。）。なお、要件があります。

※**学校希望申請期間後（11月以降）に区内転居される場合の手続については、19ページをご参照ください。**

### 希望されても受入れできない場合があります

近年、品川区の就学人口は増加傾向にあります。学校によっては、通学区域外から希望申請をされても入学できない場合があります。

**兄弟姉妹が在籍していても、受入れできない場合もあります。**

学校選択をする際の、各学校の受入可能生徒数は、28ページでお知らせしておりますので、ご参照ください。

## 希望が集中し抽選になる場合について

希望申請者が受入可能生徒数を超えた学校は、**抽選**となります。

抽選になった場合は11月18日（予定）に、品川区のホームページでお知らせするとともに、抽選対象者全員に郵送でお知らせします。

ただし、以下の者は無抽選で入学できます。

- ・通学区域の生徒
- ・義務教育学校の6年生で、同一校の7年生へ進級する者

## 希望する学校に既に兄弟姉妹が通われている場合について

近年、品川区の就学人口は著しく増加しており、兄弟姉妹と同じ学校へ希望しても入学できない学校もあります。兄弟姉妹が既に通っていることを理由に学校選択される場合は、**ご了承の上**で希望申請をしてください。

**兄弟姉妹とは**……来年度入学を希望する学校に既に兄弟姉妹が在籍（中学校の場合、現7・8年生、義務教育学校の場合、現1年生から8年生までに在籍）している場合を指し、今年度卒業される9年生は含みません。

### **【ご注意ください】**

※希望される学校に兄弟姉妹が在籍している場合、希望申請時に兄弟姉妹の氏名をご記入ください。

申告がない場合、抽選となった場合の優先順位の優遇は受けられません。

## 同一世帯に同一学年児が複数いる場合

双生児など、同一世帯に同一学年児が複数いる場合の抽選は、一人一人個別に抽選を行うか、または、希望により抽選対象を一組とすることができます。

一組とする場合は、希望申請の際に一組で抽選を希望する旨を記入してください。

## 希望申請の結果について

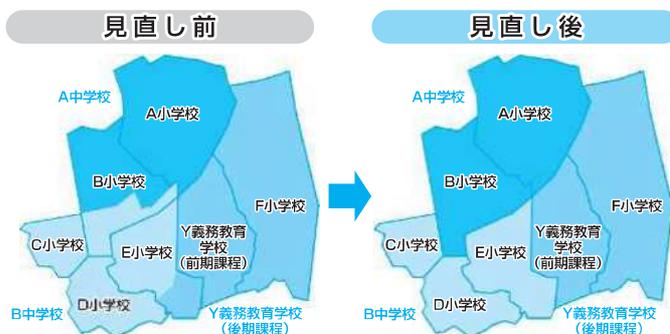
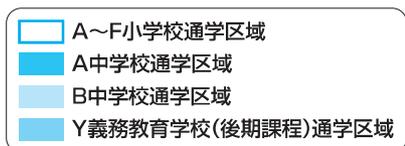
抽選とならなかった学校は、希望者を全て受入れできます。

また、抽選校であっても、抽選対象にならなかった方（優先順位第1位までは受入れができた場合など）は受入れができますので、12月下旬に希望した学校を指定した就学指定通知書（はがき）を郵送します。

# 通学区域の一部変更について

令和2年度入学から、小学校・義務教育学校（前期課程）の通学区域が、一貫教育の連携を組む中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域にすべて収まるように中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域を見直しました。

この変更により、グループ内の連携を深め、9年間の一貫した教育をさらに推進する体制が整いました。



## 一貫教育の連携グループの設定

義務教育9年間の一貫教育における「連携グループ」を中学校・義務教育学校（後期課程）ごとに設定しております。

「連携グループ」は一つの中学校・義務教育学校（後期課程）と、通学区域を共有する1～3校の小学校・義務教育学校（前期課程）とで構成するものです。

中学校は住所地の通学区域の学校が指定校となります。通学区域外の小学校に在籍していて、その小学校の連携校が通学区域外の中学校である場合、連携している中学校への進学を希望される際は、中学校・義務教育学校（後期課程）の入学の際、学校選択の申請をする必要があります。

ただし、義務教育学校に入学したのち、同じ義務教育学校の7年生（後期課程）に進級を希望したときは、無抽選で進級できます。

## 連携グループ一覧

<b>東海中</b> 城南小 浅間台小 城南第二小	<b>大崎中</b> 三木小 芳水小	<b>浜川中</b> 鮫浜小 立会小 浜川小	<b>鈴ヶ森中</b> 鈴ヶ森小
<b>富士見台中</b> 伊藤小 上神明小	<b>荏原第一中</b> 後地小 小山台小 第四日野小	<b>荏原第五中</b> 源氏前小 旗台小 清水台小	<b>荏原第六中</b> 小山小 第二延山小
<b>戸越台中</b> 京陽小 宮前小	<b>日野学園 (後期課程)</b> 第一日野小 前期課程 第三日野小	<b>伊藤学園 (後期課程)</b> 大井第一小 前期課程 山中小	<b>八潮学園 (後期課程)</b> 前期課程
<b>荏原平塚学園 (後期課程)</b> 中延小 前期課程 延山小	<b>品川学園 (後期課程)</b> 台場小 前期課程 御殿山小	<b>豊葉の杜学園 (後期課程)</b> 大原小 前期課程 戸越小	黒字 ... 小学校 水色 ... 中学校 青色 ... 義務教育学校

## 中学校・義務教育学校(後期課程)の通学区域の一部改正区域一覧

通学区域の改正区域			改正後	改正前
東品川	2丁目	全域	品川学園	東海中
南品川	5丁目	13番～16番	浜川中	東海中
	6丁目	全域	東海中	品川学園
西品川	1丁目	27番	大崎中	豊葉の杜学園
	2丁目	9番(1号、15号～17号、19号、21号、22号)	豊葉の杜学園	大崎中
広町	2丁目	全域	伊藤学園	豊葉の杜学園
上大崎	4丁目	全域	荏原第一中	日野学園
西五反田	1丁目	11番～23番	大崎中	日野学園
	3丁目	6番、10番～16番	荏原第一中	日野学園
	4丁目	全域	荏原第一中	日野学園
	5丁目	1番、7番～14番、23番～29番	荏原第一中	日野学園
	8丁目	4番～12番	大崎中	日野学園
南大井	1丁目	1番～17番	浜川中	鈴ヶ森中
	4丁目	6番～13番	浜川中	鈴ヶ森中
	5丁目	10番～15番	浜川中	鈴ヶ森中
勝島	1丁目	全域	浜川中	鈴ヶ森中
	2丁目	全域	浜川中	鈴ヶ森中
	3丁目	全域	浜川中	鈴ヶ森中
荏原	1丁目	1番(2号、3号)、2番(1号～4号、16号、17号)、5番(1号～7号、20号)、6番(1号～4号、15号)、9番(1号～4号、13号、14号)、10番(1号～6号、14号)、13番(1号～4号)、14番(1号～7号、13号～15号)	日野学園	荏原第一中
		15番～18番、20番～23番	戸越台中	荏原平塚学園

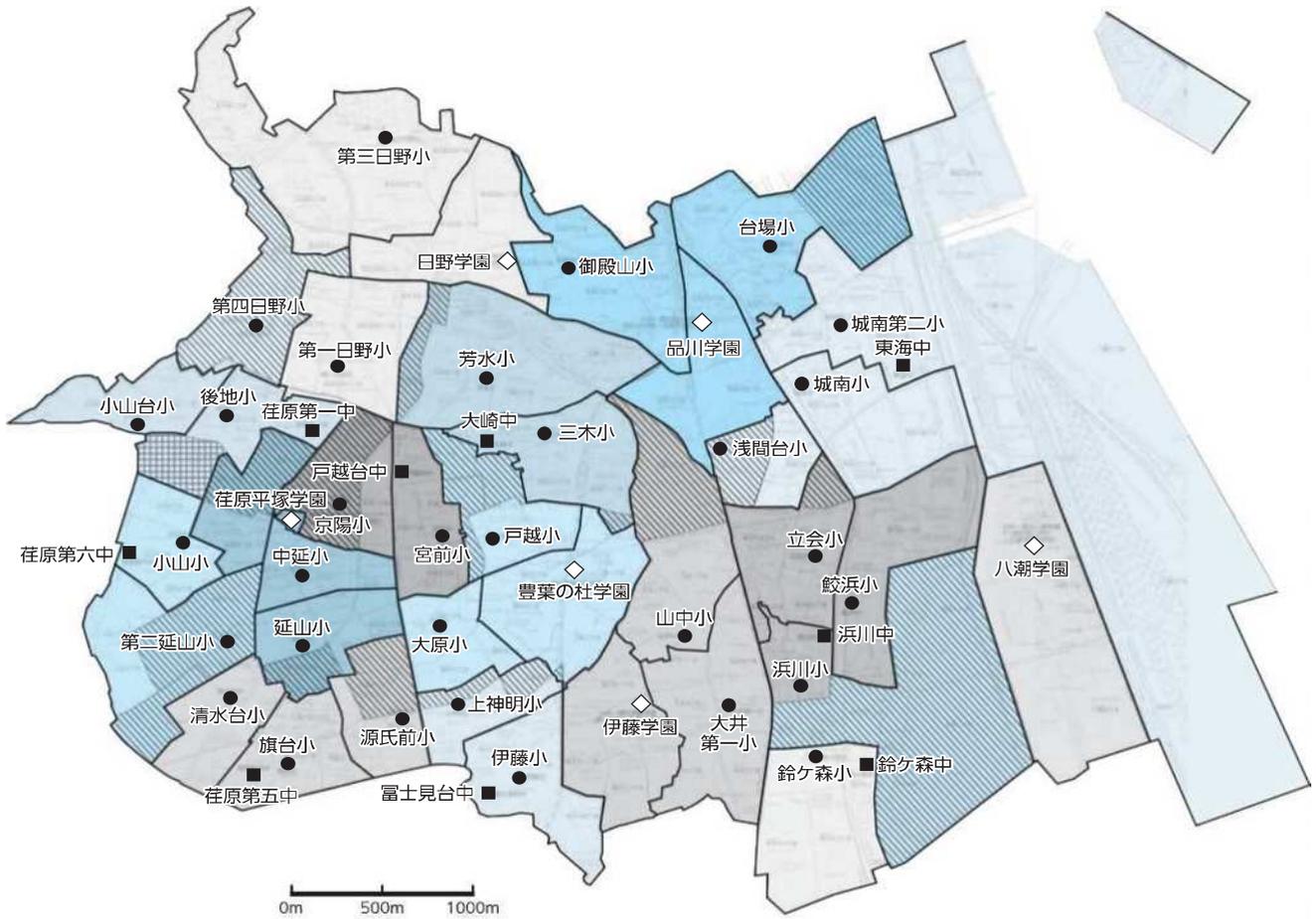
  

通学区域の改正区域			改正後	改正前
荏原	2丁目	1番～3番	戸越台中	荏原平塚学園
		4番～8番、10番～17番	荏原平塚学園	荏原第一中
		9番、18番	戸越台中	荏原平塚学園
	3丁目	全域	荏原平塚学園	荏原第一中
	6丁目	全域	荏原第六中	荏原平塚学園
	7丁目	全域	荏原第六中	荏原平塚学園
	平塚	2丁目	全域	戸越台中
3丁目	全域	戸越台中	荏原平塚学園	
旗の台	1丁目	1番、2番、6番～9番	荏原第六中	荏原平塚学園
	2丁目	2番、3番	荏原平塚学園	荏原第五中
中延	3丁目	8番、9番、12番、13番	荏原第五中	荏原平塚学園
	4丁目	2番～14番、18番～21番	荏原第五中	荏原平塚学園
西中延	3丁目	全域	荏原平塚学園	荏原第五中
東中延	2丁目	7番～10番	荏原第五中	荏原平塚学園
戸越	1丁目	19番～25番、26番(5号～24号)、27番(13号～30号)、28番、29番(11号～28号)、30番	豊葉の杜学園	大崎中
	2丁目	6番(1号～22号、31号、32号～39号)、7番～9番	豊葉の杜学園	戸越台中
	4丁目	3番(6号～18号)、4番(5号～14号)、10番、11番	豊葉の杜学園	戸越台中
		8番、9番(1号～6号)	豊葉の杜学園	戸越台中
豊町	1丁目	1番～10番、13番	豊葉の杜学園	大崎中
	6丁目	25番～31番	富士見台中	豊葉の杜学園
二葉	3丁目	1番～16番	富士見台中	豊葉の杜学園
		21番	豊葉の杜学園	富士見台中

(令和2年度入学から改正)

全体の通学区域については、46・47ページをご参照ください。

# 品川区立学校 通学区域図（見直し後）



	<p>各色で塗られたところは、中学校・義務教育学校（後期課程）の通学区域を表している。</p>		<p>中学校・義務教育学校（後期課程）通学区域変更箇所</p>		<p>義務教育学校</p>
	<p>黒線は、小学校・義務教育学校（前期課程）の通学区域を表している。</p>		<p>小学校通学区域変更箇所</p>		<p>中学校</p>
					<p>小学校</p>

# 変更された通学区域の経過措置について

## 通学区域（一部）変更の経過措置

### 【新入生】

- ▶ 通学区域が変更された方は、旧通学区域の学校（9ページ表の改正前の学校に記載された学校）に兄弟姉妹が在籍している期間中のみ経過措置期間として、旧通学区域の学校を希望した場合に、無抽選で入学できます。

#### 経過措置期間

○令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍する間（※1）

### 【在校生】

- ▶ 原則として在籍校へ引き続き卒業まで通うものとしします。

## 経過措置の場合の抽選時の受入優先順位

### 【義務教育学校（後期課程）】

対 象	抽選時の受入優先順位	経過措置期間
旧通学区域の学校を希望する方	無抽選受入	令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍する間（※1）

（※1）来年度入学を希望する学校に令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍（義務教育学校現7年生から8年生までに在籍）している場合を指し、今年度卒業される義務教育学校9年生は含みません。

# 抽選について

学校選択の希望申請により受入可能生徒数を超えた学校は抽選になります。

## 抽選方法

抽選は11月下旬から12月上旬に品川区役所内で公開にて行います。抽選対象者に無作為の抽選番号を付し、その番号を郵送であらかじめお知らせした上で、抽選の優先順位ごとに職員が抽選器を使用して決定していきます。

なお、優先順位は13ページの表のとおりです。

## 抽選結果

抽選では、その場で受入れが決まる場合と、その場で受入れができず待機の順番を決め、繰り上がりをお待ちいただく場合があります（「待機者」となります）。

抽選結果は品川区役所第二庁舎7階学務課前に掲示します（土曜日・日曜日・祝日を除く）。

また、抽選日当日の夕方から品川区のホームページにも掲載予定です。

後日、抽選対象者全員に郵送で結果をお知らせします。

## 学校選択による抽選当選者と待機者の就学指定

12月下旬に就学指定通知書（はがき）を郵送しますが、抽選当選者には希望校を指定し、待機者には住所に基づく通学区域の学校を指定します。

待機者が繰り上がって希望校へ受け入れできた場合は、学務課で就学する学校を再指定し就学指定通知書（はがき）を郵送します。

## 待機の方へのお願い

就学指定通知書（はがき）は、2月に学校で開催される入学説明会で学校にご提出いただくことで、入学の意思を示すこととなります。このため、待機中の間は、入学説明会に参加しても就学指定通知書（はがき）は提出しないでください。

なお、就学指定された学校以外の入学説明会に参加する場合は、希望する学校へ事前に連絡してからご参加ください。

## 待機の繰上げについて

品川区外への転出や国公立中学校への入学により、抽選した中学校・義務教育学校の入学に辞退者が出ると、順次待機者を繰り上げていきます。

待機者の繰上げは2月上旬から始まり、連絡は電話にて行います。ご不在でも待機の順位が変わることはありません。

## 繰上げ最終期限

繰上げの最終期限は、令和8年2月27日（金曜日）までです。繰上げ最終期限をもって、令和8年度新7年生の学校選択は終了となります。これ以降繰上げ連絡をすることはありません。繰上げ最終日までに、繰上げの連絡がなかった場合、就学指定された通学区域の学校に入学することになります。

## 中学校・義務教育学校 新7年生 抽選の受入優先順位

学校名	無抽選受入	第1順位	第2順位	第3順位
東海	各中学校通学区域に居住	兄弟 (※2) が在籍	連携校（城南・城南第二・浅間台小学校）に在籍し、 かつ東海中学校の通学区域外に居住	区内 全域
大崎			連携校（三木・芳水小学校）に在籍し、 かつ大崎中学校の通学区域外に居住	
浜川			連携校（立会・鮫浜・浜川小学校）に在籍し、 かつ浜川中学校の通学区域外に居住	
鈴ヶ森			連携校（鈴ヶ森小学校）に在籍し、 かつ鈴ヶ森中学校の通学区域外に居住	
富士見台			連携校（伊藤・上神明小学校）に在籍し、 かつ富士見台中学校の通学区域外に居住	
荏原第一			連携校（後地・小山台・第四日野小学校）に在籍し、 かつ荏原第一中学校の通学区域外に居住	
荏原第五			連携校（源氏前・旗台・清水台小学校）に在籍し、 かつ荏原第五中学校の通学区域外に居住	
荏原第六			連携校（小山・第二延山小学校）に在籍し、 かつ荏原第六中学校の通学区域外に居住	
戸越台			連携校（京陽・宮前小学校）に在籍し、 かつ戸越台中学校の通学区域外に居住	
日野学園			・日野学園（後期課程）通学区域に居住 ・旧通学区域に居住し、かつ兄弟姉妹が在籍（※1） ・日野学園（前期課程）に在籍	
伊藤学園	・伊藤学園（後期課程）通学区域に居住 ・伊藤学園（前期課程）に在籍	連携校（大井第一・山中小学校）に在籍し、 かつ伊藤学園（後期課程）の通学区域外に居住		
八潮学園	・八潮学園（後期課程）通学区域に居住 ・八潮学園（前期課程）に在籍	区内全域		
荏原平塚学園	・荏原平塚学園（後期課程）通学区域に居住 ・旧通学区域に居住し、かつ兄弟姉妹が在籍（※1） ・荏原平塚学園（前期課程）に在籍	連携校（中延・延山小学校）に在籍し、 かつ荏原平塚学園（後期課程）の通学区域外に居住		
品川学園	・品川学園（後期課程）通学区域に居住 ・旧通学区域に居住し、かつ兄弟姉妹が在籍（※1） ・品川学園（前期課程）に在籍	連携校（御殿山・台場小学校）に在籍し、 かつ品川学園（後期課程）の通学区域外に居住		
豊葉の杜学園	・豊葉の杜学園（後期課程）通学区域に居住 ・旧通学区域に居住し、かつ兄弟姉妹が在籍（※1） ・豊葉の杜学園（前期課程）に在籍		連携校（戸越・大原小学校）に在籍し、 かつ豊葉の杜学園（後期課程）の通学区域外に居住	

（※1）令和2年度（2020年度）改正前に通学区域であった区域に居住し、令和2年度（2020年度）改正前に通学区域であった学校を希望する者で、入学する年度に希望校に令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍している者は無抽選として扱う。

（※2）希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に兄弟が希望校に在籍している者は第1順位として扱う。

（※3）希望校が学校選択で抽選校となった場合、入学する年度に兄弟姉妹が希望校に在籍している者は第1順位として扱う。



## 就学指定通知書の発送について

### 小学校 6 年生の方

12月下旬に入学する学校を指定した「就学指定通知書」(はがき)を郵送します。

2月に学校で開催される入学説明会で、就学指定通知書(はがき)を学校にご提出いただくことで入学が確定します。※提出が必要になりますので紛失しないようご注意ください。

入学説明会の日程で都合がつかないなどのご事情があれば、学校に直接ご相談ください。

### 義務教育学校 6 年生の方

22ページをご参照ください。



## 区内転居・区外転出・海外転出を予定される場合

品川区立中学校・義務教育学校(後期課程)に入学できるのは、原則として小学校・義務教育学校(前期課程)の課程を修了し、来春入学時に品川区内に住民登録がある方です。

また、学校選択をご利用いただけるのは、令和7年10月31日現在品川区に住民登録がある方です。

**区内転居**の予定がある場合は、転居の時期により手順が異なります。

- ・学校希望申請締切日(10月31日)までに転居する方  
→18ページをご参照ください。
- ・学校希望申請期間後(11月以降)に転居する方  
→19ページをご参照ください。

**区外転出・海外転出**される方は、学務課までご連絡ください。

**区外に転出**される方は、品川区立中学校・義務教育学校へは入学できません。それに伴い、学校選択による希望がある場合についても無効とさせていただきます。住民票の異動が完了するまでの間は、新入学に関するお知らせが届きますがご了承ください。

また、転出先の新入学手続きに関しては、転出先の教育委員会へお問い合わせください。



## 国公立中学校に就学される場合

国公立中学校に入学することが決まった方は、入学する中学校から「**入学を許可する旨の書類**(以下「**入学許可書**」という。)」が交付されますので、電話番号、住所、お子様の生年月日が記載された状態で、速やかに学務課にご提出ください(郵送・電子届出可)。

特に、抽選となった学校では、待機となり繰上げ入学を待っている方もいらっしゃいますので、ご提出がない場合は問合せなどをさせていただくことがあります。

### 小学校 6 年生の方

以下の期限以降に「**入学許可書**」が交付される方は、交付を受け次第ご提出ください。

### 義務教育学校 6 年生の方

22ページをご参照ください。

提出期限 令和8年2月13日(金曜日)

提出先 〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

品川区教育委員会事務局 学務課 学事係(品川区役所第二庁舎7階)

入学許可書の  
電子届出は  
こちらから





## 就学相談 ～お子様の成長のことで気になることはありませんか～

就学にあたり発達などのことで心配や不安のある方の相談を行っています。

一人一人の生徒がもつ可能性を十分に生かし伸ばしていくために保護者の皆様と話し合って、適切な学びの場を決めていきます。

### 【問合せ先】

教育総合支援センター 特別支援教育担当

品川区西五反田6丁目5番1号 教育文化会館4階

電話 03-5740-8202（午前9時から午後5時まで。土曜日・日曜日・祝日を除く。）

令和7年度受付期間 令和7年10月10日（金曜日）まで ※就学相談の受付はWEBで行っています。

就学相談の受付は  
こちらから



## 外国籍の方の品川区立中学校・義務教育学校への入学について

外国籍の生徒が品川区立中学校・義務教育学校に入学を希望する場合は、在留カードなどをご持参の上、学務課で申込手続きが必要です。詳しくは学務課にお問い合わせください。

### ★日本語習得について支援が必要な方へ

日本語の習得に支援が必要な方に日本語教育を実施しています。

教室は山中小学校（品川区大井3丁目7番19号）と八潮学園（品川区八潮5丁目11番2号）にあり、学年、能力などに応じて、必要な期間、入学した学校から通って授業を受けます。申込は入学後、学校を通して行います。



## 外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される場合

外国人学校（インターナショナルスクールなど）に入学される方は、前ページの「国公立中学校に就学される場合」と同様の方法により、学務課へ「入学許可書」をご提出ください。

学校教育法では、日本国民である保護者が日本国籍を有する子に学校教育法第1条に規定されている学校で教育を受けさせる義務について規定しております。そのため、学校教育法第1条に規定されている学校として認められていない外国人学校を修了しても、小学校等の課程を修了したことにはならず、国公立中学校・義務教育学校（後期課程）へ入学することは認められません。

重国籍の方に対する就学猶予・免除のご相談や、その他外国人学校に入学される場合のご相談などについては学務課までお問い合わせください。



## 就学に必要な費用の援助について（就学援助費）

公立中学校・義務教育学校に通学する生徒の就学に必要な費用（社会科見学や移動教室費など）を援助します。入学校で4月に就学援助の申請書を配布しますので、学務課にご提出ください。

所得制限が設けられており、認定された場合は、学期末ごとに年3回の支給があります。



## 指定校変更の申請について

入学する学校の指定は、お住まいの住所に基づき品川区教育委員会が行います。

ただし、就学指定された学校とは異なる学校を希望する場合は、その理由を付し、指定校変更の申請をしてください。その申請に基づき、指定校変更許可基準（48ページをご参照ください。）に沿って審査します。

（※学校の状況によっては、受入れができない場合があります。）

申請期間	令和8年1月7日（水曜日）から入学まで随時受付
申請先	品川区教育委員会事務局 学務課 学事係（品川区役所第二庁舎7階） 申請書に申請理由をご記入いただきますが、あらかじめ、ご用意いただいた理由書（書式自由）を添付することもできます。 理由書の様式は品川区のホームページにもありますので、ご活用ください。 申請は窓口のみの受付となり、郵送での受付は行っておりません。 ※就学指定通知書（はがき）を必ずお持ちください。
結果通知	通常、申請書をご提出いただいてから約1か月後に結果を郵送します。 ただし、2月以降の国公私立中学への進学状況により抽選の繰上げ数を判断する必要があるため、結果を郵送するまでに1か月以上かかる場合があります。



## 指定校変更をご利用いただくにあたって

学校選択で抽選となった学校で、待機者がいる、または、待機者が全員繰り上がらなかった学校は、受入可能生徒数を超えて入学予定者がいる状態のため、指定校変更の申請があっても入学は原則として認めておりません。

学校選択で待機となった方が指定校変更を申請する場合は、待機辞退者として取り扱います。

### 実態のない住民票の異動による入学は認めません

希望校に入学させるための、実態を伴わない住民票の異動（例：主に生活する場所と住民票が異なる場合など）は行わないでください。

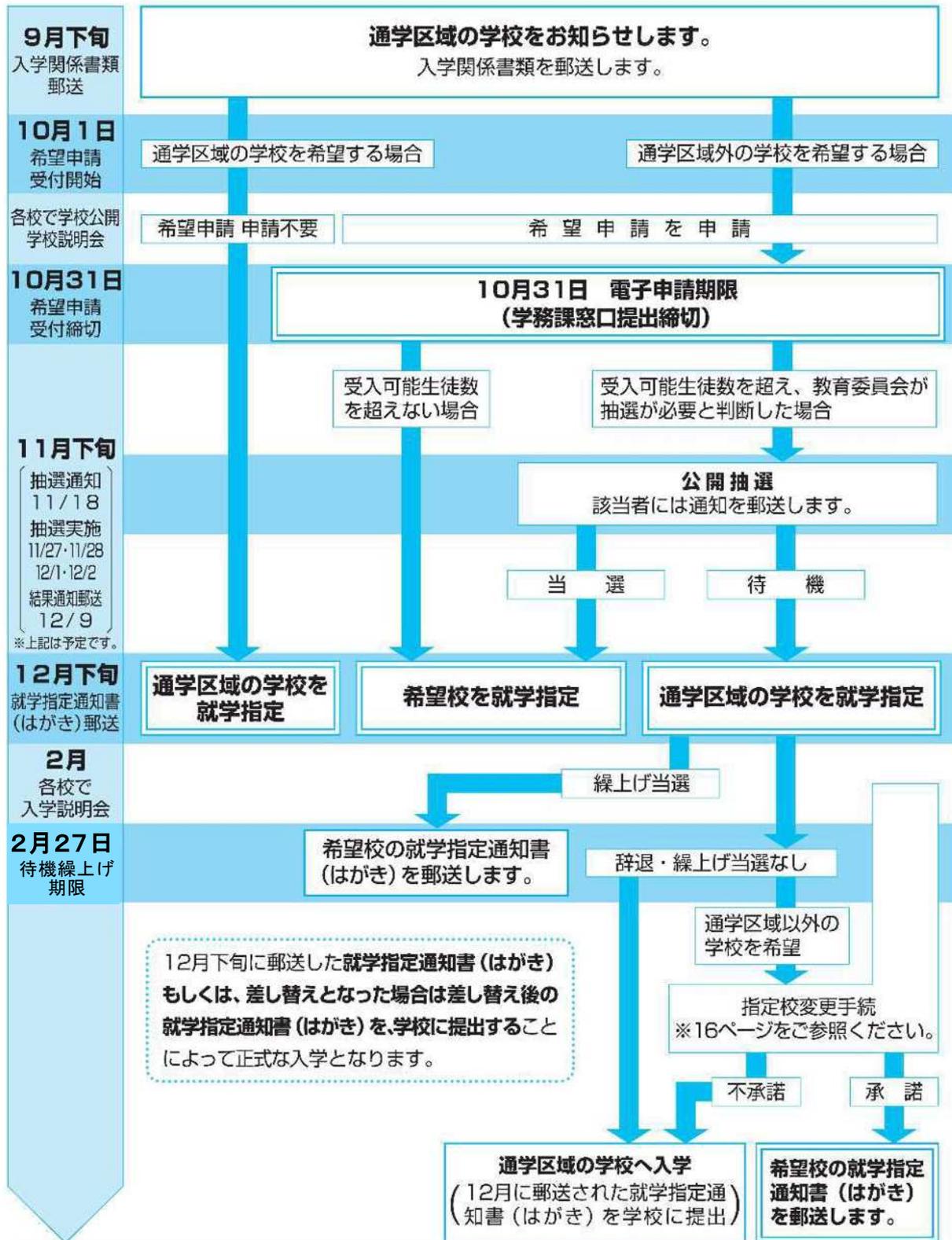
不適正な住民票の異動は、法令違反であるばかりでなく、義務教育の正常な運営を阻害する要因となるものであり、そのようなことが判明したり、疑義が生じた場合、品川区教育委員会では必要に応じて実態調査を行うなど厳正な対応を行っております。

虚偽の届出と判断した場合は、就学指定を取り消します。その場合は、主に生活する住所の通学区域の学校へ就学指定し直しますので、予めご了承ください。

また入学後、そのようなことが判明した場合、通学区域の学校へ転校していただきます。

保護者の皆様におかれましては、適正な就学事務にご理解・ご協力をお願いします。

# 入学校決定までの流れ



- \* 待機中や国公立中学校の可否発表待ちの方は、入学校が決定するまで就学指定通知書(はがき)を保管し、品川区立中学校・義務教育学校へ入学が決定した時点で、就学指定通知書(はがき)を学校にご提出ください。
- \* 就学指定通知書(はがき)を紛失しないようご注意ください。
- \* 国公立中学校に入学が決定した方は、入学許可書を学務課にご提出ください。

## 学校希望申請締切日（10月31日）までに転居する場合

### 10月31日までの区内転居 ＝希望申請で手続きができます＝

#### ～入学案内を確認～

- ◎ 入学案内に記載してある、通学区域の学校をご確認ください。
- ◎ 入学希望の学校によって手続きが異なります。  
下記に従って手続きしてください。

【例】

転居前

通学区域の学校

→東海中学校



転居後

通学区域の学校

→荏原第五中学校

#### ① 通学区域の学校「東海中学校」へ入学希望

⇒希望申請の申請の必要はありません。

#### ② 転居先の通学区域の学校 「荏原第五中学校」へ入学希望

⇒希望申請記入部分に「転居先住所・転居日」と「転居先の通学区域の学校」をご記入ください。

#### ③ 転居先の通学区域の学校 「荏原第五中学校」以外の学校に入学希望

⇒希望する学校を選択してください。  
(※1) 区内転居を伴わない場合の学校選択と同じになります。

下記の注意事項をご確認の上、希望申請を学務課まで希望申請受付期間内に、ご申請ください。

(※1) 希望校が抽選となった場合はご希望に沿えない場合があります。

※ ②は住民登録の異動の手続きが完了しない場合および実際の居住地と異なる場合は、転居先の通学区域の学校への入学を保証できません。

#### △ 注意事項 △

住民票の異動の事実については、住民票などの提出は必要ありませんが、後日、居住実態の確認などのために「転居先の住所と入居可能日が確認できるものの原本（賃貸借契約書、建物の工事請負契約書など）」を確認させていただく場合があります。その際は、学務課よりご連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

## 学校希望申請期間後（11月以降）に転居する場合

### 11月1日から入学までに区内転居

＝ 1月上旬に開始する「指定校変更の申請」の手続（※1）が必要です＝  
就学指定通知書（はがき）に記載してある就学指定校を確認してください。

#### ○ 就学指定通知書（はがき）

##### ～就学指定通知書（はがき）を確認～

◎住民登録されている住所に12月下旬、就学指定通知書（はがき）を郵送します。そこに記載されている学校をご確認ください。

（記載されている就学指定校は、転居前の通学区域の学校、または、学校選択し、入学が認められた学校です。）

◎就学指定通知書（はがき）が12月下旬に届きましたら、下記に従って手続をしてください。

##### 【例】

就学指定通知書（学校提出用）	
入学説明会の時に、この用紙を切り取り、（）内をご記入のうえご持参ください。 令和8年4月1日付で入学される区立中学校・義務教育学校について、下記のとおりお知らせします。	
入学指定校： <b>東海中学校</b>	
住 所	
生徒名	
保護者名	

##### 【例】

転居前  
通学区域の学校  
→ **東海中学校**

↓

転居後  
通学区域の学校  
→ **荏原第五中学校**

変更などがあった場合にご記入ください。

#### 就学指定校「東海中学校」へ入学希望

⇒ 手続の必要はありません。就学指定通知書（はがき）に転居先の住所などを記入して、学校にご提出ください。

#### 転居先の通学区域の学校「荏原第五中学校」へ入学希望

⇒ 就学指定通知書（はがき）および転居先の住所と入居可能日が確認できるものの原本（※2）を持参の上、学務課で指定校変更の手続（※1）を行ってください。

#### 就学指定校「東海中学校」および、 転居先の通学区域の学校「荏原第五中学校」以外の学校へ入学希望

⇒ 就学指定通知書（はがき）を持参の上、学務課で指定校変更の手続（※1）を行ってください。通常の指定校変更と同じになりますので、希望する学校の状況によってはご希望に添えない場合があります。

※1：指定校変更の手続は16・48ページをご参照ください。

※2：賃貸借契約書、建物の工事請負契約書など。

# 義務教育学校在籍の方の進級または新入学までの手続

※ 以下「入学」には義務教育学校の「転編入学」を含みます。

## 1 在籍校に引き続き進級する場合

### (1) 手続

在籍校に引き続き進級する場合は、就学のための申請など手続の必要はありません。そのまま後期課程に進級が可能です。

義務教育学校は、卒業まで就学指定されるため、改めて後期課程の学校を指定する就学指定通知書（はがき）は送付いたしません。

### (2) 日程

9月下旬	義務教育学校・中学校入学に関する案内を郵送 ※そのまま進級する場合、就学のための申請などは必要ありません。
2月	各校で <b>進級準備のための説明会</b> を実施
4月上旬	後期課程始業式

## 2 在籍校以外の学校に入学を希望する場合

### (1) 手続

「学校選択」の手続をすることで在籍校以外の学校を希望することができます。詳細は「3 学校選択制について」をご参照ください。

### (2) 日程

9月下旬	義務教育学校・中学校入学に関する案内を郵送 在籍校または学務課から希望申請票を入手
10月末まで	在籍校以外の学校を希望する方の <b>学校選択の申請期間</b>
11月下旬	学校選択で希望の多かった学校の <b>抽選実施</b>
12月中旬	<b>抽選結果通知送付</b> <b>当選者には在籍校以外の学校に入学するための申請書を同封</b> 当選しなかった方は待機
2月	各校で <b>入学準備のための入学説明会</b> を実施
2月末まで	繰上り状況に応じて、随時 <b>就学指定通知書(はがき)</b> の発送(入学校を指定) ※選択した希望校に入学できなかった方は、今までの在籍校で進級することとなります。
4月上旬	入学式

## 3 学校選択制について

学校選択制は、通学区域の生徒および、同じ義務教育学校内で6年生から7年生へ進級する者を受け入れた後に、受入可能生徒数（28ページをご参照ください。）に余裕がある場合に、通学区域外の生徒等を受け入れるものです。

義務教育学校（前期課程）修了時（6年生修了時）に、そのまま在籍校に進級される以外に、学校選択制を利用して、**全ての品川区立中学校・義務教育学校の中から希望する学校を1校選択することができます。**

学校選択を希望する場合は、在籍校または学務課から**希望申請票**を入手した上、学務課へご提出ください。

なお、学校選択をして、抽選によらず受入れが決定した方、通学区域の学校を選択して受入れが決定した方には、学務課から在籍校以外の学校に入学するための申請書（以下「申請書」という。）を12月下旬に郵送します。その申請書を学務課にご提出いただくことによって入学の手続が完了します。手続が完了した後に、おおよそ1か月程度で就学指定通知書（はがき）を郵送します。

**その他、学校選択に関する事項は、6・7ページをご参照ください。**

なお、学校改築についてのお知らせは5ページをご参照ください。

## 4 抽選について

学校選択の希望申請により受入可能生徒数を超えた学校は抽選となります。

### 抽選方法・抽選結果

12・13ページをご参照ください。

### 学校選択による抽選当選者と待機者の就学指定

#### ● 抽選当選者の方

抽選当選者には、抽選結果通知と一緒に申請書を同封します。その申請書を学務課にご提出いただくことによって、抽選当選の手続が完了します。

手続が完了した後に、おおよそ1か月程度で就学指定通知書（はがき）を郵送します。

**※当該申請書のご提出がない場合、当選を無効とすることがあります。忘れずに手続をしてください。**

#### ● 抽選待機後に繰り上がった方

抽選待機後に希望校に繰り上がった方は、学務課から繰上りのご連絡をした時点で、随時申請書を郵送します。

その申請書を学務課にご提出いただくことによって、抽選繰上りの手続が完了します。

手続が完了した後に、おおよそ1か月程度で就学指定通知書（はがき）を郵送します。

例年、待機者の繰上げは2月上旬から始まりますが、入学まで日数に余裕がないため、お早めに手続をお願いします。

**※当該申請書のご提出がない場合、当選を無効とすることがあります。忘れずに手続をしてください。**

#### ● 抽選待機後に繰り上がらなかった方

抽選待機後に希望校に繰り上がらなかった方は、在籍校の後期課程へそのまま進級となります。従って、改めて就学のための申請など手続の必要はありません。

## 待機の繰上げについて

12 ページをご参照ください。

## 繰上げ最終期限

繰上げの最終期限は、令和8年2月27日（金曜日）までです。繰上げ最終期限をもって、令和8年度新7年生の学校選択は終了となります。これ以降、繰上げ連絡をすることはありません。繰上げ最終日まで、繰上げの連絡がなかった場合、現在在籍している学校に進級することになります。

## 5 就学指定通知書の発送について

### ● 義務教育学校6年生で、在籍している学校に進級される方

内部進学となりますので、「就学指定通知書」（はがき）は発行しません。

### ● 義務教育学校6年生で、在籍している学校以外の学校に入学される方

希望校への受入れが可能となった方は、学務課から送付される、「申請書」を学務課に提出してください。

手続が完了した方へのみ、随時「就学指定通知書」（はがき）を郵送します。

「就学指定通知書」（はがき）が届きましたら、学校にご提出ください。

### ご注意ください！

「抽選に当選した・抽選繰上げになった・希望校に受入れが決まった」だけでは「就学指定通知書」（はがき）は郵送されません。在籍校以外の学校に入学するための手続が必要（21ページ「4」をご参照ください。）となりますのでご注意ください。

## 6 国公立中学校に就学される場合などについて

- (1) 義務教育学校在籍している方で、国公立中学校に入学することが決まった方は、電話番号・住所・お子様の生年月日が記載された状態の「入学許可書」を速やかに学務課にご提出ください（郵送・電子届出可）。

また、併せて、転校の手続が必要となりますので、在籍校にご連絡ください。

提出期限 令和8年2月13日（金曜日）

提出先 〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

品川区教育委員会事務局 学務課 学事係（品川区役所第二庁舎7階）

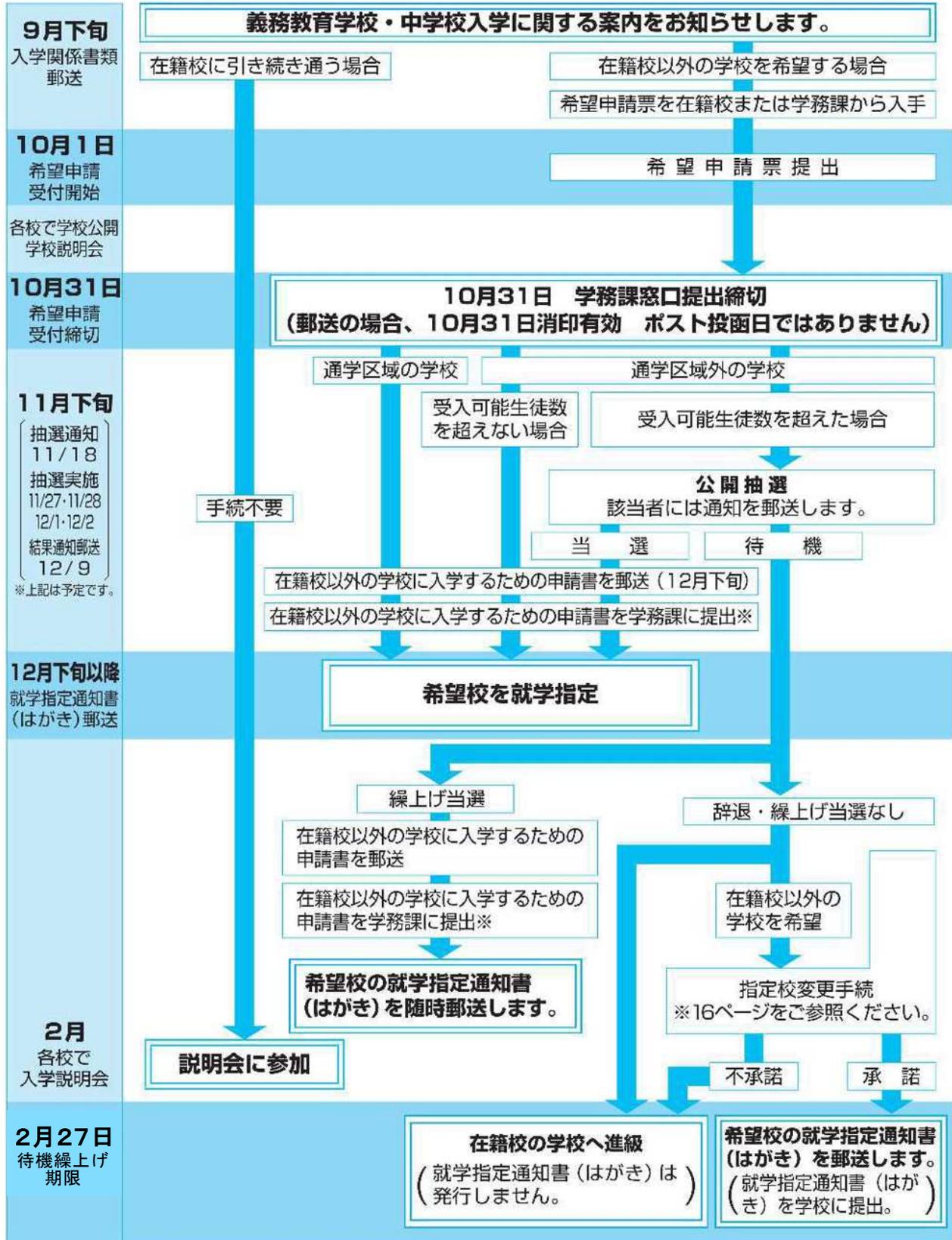
- (2) 区内転居・区外転出・海外転出を予定される場合  
(3) 就学相談  
(4) 外国籍の方の品川区立中学校・義務教育学校への入学について  
(5) 外国人学校（インターナショナルスクールなど）に就学される場合  
(6) 就学に必要な費用の援助について（就学援助費）

→ (2) から (6) までは14・15ページをご参照ください。

入学許可書の  
電子届出は  
こちらから



## 7 7年生進級・入学校決定までの流れ



※「抽選に当選した・抽選繰上げになった・希望校に受入れが決まった」だけでは「就学指定通知書」(はがき)は郵送されません。在籍校以外の学校に入学するための申請書を学務課に提出する必要があります。

\* 就学指定通知書(はがき)を紛失しないようご注意ください。

\* 抽選待機者で、繰上げがなかった場合、在籍校の後期課程へそのまま進級となります。

## Q & A

### ❖ 学校選択Q&A

**Q.1** 希望申請は必ず申請しなければなりませんか？

**A.1** 通学区域の学校へ入学または在籍の義務教育学校へ進級を希望される場合は、申請は不要です。  
通学区域外の学校へ入学を希望される場合または義務教育学校に在籍している場合で、在籍校以外の学校に入学を希望される場合は、申請が必要です。

**Q.2** 通学区域外の学校に入学を希望する場合、電子申請サービス以外の方法がありますか？

**A.2** 学務課の窓口にて申請書をご記入いただき申請することもできます。

### ❖ 抽選Q&A

**Q.3** 抽選校や抽選日はどのように決定され、また、知ることができますか？

**A.3** 学校選択の結果、希望者が多く、受入可能生徒数を超えている学校が抽選対象となります。抽選対象者には学務課から11月18日にお知らせをお送りする予定です（品川区のホームページにも抽選校を掲載する予定です）。  
抽選日などのスケジュールは17ページをご参照ください。

**Q.4** 抽選会場に行かないと不利になってしまうのでしょうか？

**A.4** 不利になることは一切ありません。  
抽選は品川区役所内で公開にて実施します。会場に来られた方の中から立会いをお願いし、抽選を行います。抽選会場はどなたでも入場できるようになっており、来場された方の出欠も確認しておりません。

**Q.5** 兄姉が現在中学校・義務教育学校の9年生に在籍し、来年は高校生となりますが、この場合に新7年生となる弟妹は抽選の際、優遇措置を受けられるのでしょうか？

**A.5** 入学する年に兄姉が在籍している条件を満たさないため、優遇措置の対象とはなりません。

**Q.6** 待機の繰り上がりは例年いつ頃が多いのでしょうか？

**A.6** 例年、2月中旬から下旬に繰り上がりが多い傾向にあります。その理由としては、この頃に国公立中学校の入学試験に合格された方が、当該学校の入学に係る事務手続を終え、区立中学校辞退の書類を提出されるため、この時期に多くの辞退者が出るものと考えられます。

**Q.7** 抽選の待機中ですが、繰上げの最新状況を知るにはどうしたらいいですか？

**A.7** 学務課前（第二庁舎7階）に繰上げの最新状況を掲示しております。

**Q.8** 抽選待機中ですが、待機中の学校の入学説明会に参加できますか？

**A.8** 事前に待機中の学校にその旨をお伝えいただいた上で、入学説明会にご参加いただけます。

**Q.9** 抽選待機中に国公立中学校に入学が決まったのですが、どうすればよいですか？

**A.9** 品川区立中学校・義務教育学校に入学しなくなった旨の連絡を、速やかに学務課にしてください。  
また、進学する国公立中学校から発行される入学許可書を学務課にご提出ください（郵送・電子届出可）。  
義務教育学校に在籍している方は、入学許可書を学務課に提出するとともに、在籍校で転校の手続が必要となりますので、学校にもご連絡ください。

**Q.10** 現在抽選の待機中ですが、繰上期限前に標準服の申込期間が終わってしまいましたが、どうしたらよいですか？

**A.10** 個別の対応となりますので、現在指定されている学校および待機中の学校にそれぞれお問い合わせください。

## ❖ 義務教育学校 Q & A

**Q.11** 同じ学校で前期課程（1～6年生）から後期課程（7～9年生）に進級する場合、手続は必要ですか？

**A.11** 就学に関する新たな手続は必要ありません。

**Q.12** 在籍している前期課程からそのまま後期課程に進級する場合、小学校から中学校に入学される方のように、就学指定通知書（はがき）は発行されるのですか？

**A.12** 内部進学扱いとなるため、就学指定通知書（はがき）は発行されません。

**Q.13** 義務教育学校（前期課程）から在籍校以外の学校に入学を希望する場合、どのような手続が必要ですか？

**A.13** 基本的に学校選択制に基づく手続となり、希望申請票を学務課へ提出することが必要です。  
詳細は20～23ページをご参照ください。

**Q.14** 在籍校以外の学校に入学を希望するための申請票はどこで入手できますか？

**A.14** 在籍校または学務課で希望申請票を交付しています。

**Q.15** 小学校から各学校に入学される方には就学指定通知書（はがき）が届いているようですが、義務教育学校（前期課程）在籍者である私には就学指定通知書（はがき）が届きません。なぜですか？

**A.15** 義務教育学校（前期課程）からそのまま後期課程に進級される方は、内部進学扱いとなるため、就学指定通知書（はがき）を送付いたしません。  
他方、小学校から各学校に入学される方および義務教育学校の在籍校以外の学校に入学される方には、12月下旬以降に通学区域の学校等を指定した就学指定通知書（はがき）をご自宅に郵送します。  
小学校から中学校・義務教育学校に入学される方々とは異なりますが、ご安心ください。

**Q.16** 小学校と義務教育学校では、学校生活は変わるのですか？

**A.16** 基本的な学校生活は変わりません。

**Q.17** 義務教育学校では、7年生の入学式はどうなるのですか？

**A.17** 7年生の開始は「後期課程の始業」となり、節目となる行事などを実施します。

## ❖ その他

**Q.18** 入学式までに品川区から転出することが決まりましたが、学校選択などはどのように取り扱われますか？ また手続は必要でしょうか？

**A.18** 品川区外へ転出される場合、品川区立の中学校・義務教育学校へご入学することはできませんので、学校選択などの結果も無効となります。  
また、転出することが確定した時点で、学務課および品川区の就学予定の学校に連絡していただく必要があります。

**Q.19** 見学したい学校公開の日程が重複していますが、どうすればよいですか？

**A.19** 希望申請期間中に実施している学校公開以外にも、各学校がそれぞれ学校公開を行っている場合があります。各学校に直接お問い合わせください。

**Q.20** 自転車での通学は許可されるでしょうか？

**A.20** 自転車通学は禁止されています。45ページの通学における約束および注意事項も併せてご参照ください。

**Q.21** 就学指定通知書を紛失しました。再発行できますか？

**A.21** 就学指定通知書は学校に渡すことで入学が確定する、非常に重要な書類となります。そのため、提出まで紛失しないよう**大切に**保管してください。  
万一紛失してしまった場合には、学務課へご連絡いただき、再発行の申請を行ってください。その後、学務課窓口にて本人確認させていただいた上でお渡しいたします。※窓口にいらっしゃる方の本人確認書類をお持ちください。

## 令和8年度 各学校の新入学受入可能生徒数・学級数

新入学の受入可能生徒数については、住民基本台帳を基に、学校規模や過去の学校選択での入学実績および卒業までの転入生等を考慮し決定しております。

近年の就学人口の増加に伴い、通学区域外からの希望申請が受入可能生徒数より多くなった場合、受入れできないことがございますので、ご了承ください（なお、通学区域内の学校への入学は受入枠にかかわらず、全員入れます。）。

学校名 ★…令和7年度に抽選が行われた学校	令和7年度 実績		令和7年度抽選結果			令和8年度 中学校・義務教育学校 新入学受入可能生徒数・学級数	
	学区人数 (10/1)	入学者数 (4/7)※1	受入	辞退 ※2	入学不可	受入可能学級数	受入可能生徒数
★東海中学校	283	119	12	10	0	4	125
★大崎中学校	209	63	12	7	0	3	90
浜川中学校	334	126	—	—	—	4	125
★鈴ヶ森中学校	86	137	20	8	0	4	125
富士見台中学校	146	100	—	—	—	3	90
★荏原第一中学校	205	162	73	31	0	5	160
荏原第五中学校	143	98	—	—	—	4	125
★荏原第六中学校	189	84	8	12	0	3	90
★戸越台中学校	124	88	46	24	0	3	90
★日野学園	265	126	28	64	0	4	125
伊藤学園	275	138	—	—	—	4	125
八潮学園	80	76	—	—	—	3	90
荏原平塚学園	184	115	—	—	—	3	90
★品川学園	242	132	10	13	0	4	125
★豊葉の杜学園	184	146	25	18	7	4	125
計	2949	1710	234	187	7	55	1700

※1 入学者数と学区人数の差は、学校選択、国公立中学校入学または転入出によります。

※2 国公立中学校入学、区外転出などで待機を辞退をされた方

# 令和7年度 部活動一覧

令和8年度の部活動の活動状況は、教員の異動などにより内容に変更が生じる場合があります。部活動を理由に学校選択される際は、ご注意ください。

各部活動の活動内容の詳細は、学校へお問い合わせください。

男子・・・● 女子・・・○ 男女両方・・・◎

(令和7年6月現在)

中学校 義務教育学校		東海	大崎	浜川	鈴ヶ森	富士見台	荏原第一	荏原第五	荏原第六	戸越台	日野学園	伊藤学園	八潮学園	荏原平塚学園	品川学園	豊葉の杜学園	
運 動 部	陸上競技	◎			◎		◎				◎	◎	◎		◎	◎	
	野球		◎		●	●	◎	◎	◎		●	◎ <sup>*1</sup>		◎			
	バスケットボール	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	●	◎	
	バレーボール	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	ソフトテニス	◎	◎	◎ <sup>*1</sup>		●	◎	●	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
	卓球	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		◎		◎	
	柔道																
	剣道									◎	◎	◎					
	サッカー	◎	◎		◎	●	◎	◎			◎	◎ <sup>*1</sup>	◎	◎		◎	
	バドミントン		◎		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			
	水泳									◎		◎			◎		
	ダンス								◎		◎	◎			◎	◎	
	硬式テニス				◎		◎						◎			◎	
	マラソン			◎													
	アクティ部											◎					
	軽スポーツ部																
	文 化 部	吹奏楽	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		美術・アート	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎
園芸												◎ <sup>*2</sup>					
調理		◎						◎									
囲碁・将棋		◎									◎						
茶道						◎			◎	◎				◎			
華道						◎		◎			◎ <sup>*2</sup>	◎	◎				
理科・実験															◎		
数学												◎				◎	
コンピュータ		◎		◎	◎	◎		◎							◎		
英語									◎								
ボランティア							◎							◎	◎		
演劇					◎		◎				◎			◎	◎		
書道			◎	◎													
鉄道研究				◎													
ハンドメイド・手芸										◎							
伝統文化									◎		◎	◎ <sup>*2</sup>					
創作								◎									
文芸		◎															
地域活動															◎	◎	
ペン習字								◎									
百人一首																	
ものづくり									◎				◎				
競技かるた																◎	
雅楽															◎		
技術																	
イラスト				◎													

※1 令和8年度は7年生の募集はなし。

※2 令和8年度に統合の予定。